

## 社会福祉法第2条第3項第8号に規定する宿泊所事業を行う施設の設備及び運営に係るガイドライン（千葉市ガイドライン）

千葉市保健福祉局

### 1 目的

生計困難者のために、無料又は低額な料金で社会福祉法（以下「法」という。）第2条第3項第8号に規定する宿泊所を利用させる事業（以下「事業」という。）を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）に係るガイドラインを定め、当該事業の適正な運営を確保し、もって当該事業の利用者の保護を図ることを目的とする。

### 2 対象施設

このガイドラインは、全ての無料低額宿泊所を対象とするものであり、主にホームレスが起居している無料低額宿泊所だけを対象とするものではない。

また、一時的な宿泊場所を必要とする生計困難者（生活保護法第6条第2項にいう要保護者を含む。以下同じ。以下「生計困難者」という。）に簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させ、その自立支援を図ることを目的とし、かつ、近隣の同種の住宅に比べて低額であるか、又は1か月当たりの料金を住宅扶助で賄うことができる宿泊所については、他の法令で定める施設であるものを除き、5の届出の有無にかかわらず、このガイドラインにおける無料低額宿泊所に該当するものとする。

なお、生計困難者を募集し、又は勧誘を行っている場合には、当該目的があるものとみなす。

### 3 事前相談

事業を開始しようとするときは、計画を決定する前に開設予定地、開設見込時期及び見込規模等について、市に対し開設見込時期の3か月以上前に、事前相談を行うこと。

### 4 地域住民への事前説明及び協議等

- (1) 前項の事前相談を行った後、すみやかに、施設の開設趣旨、設備、運営等に係る事項について、地域住民に対して事前に十分な説明を行うこと。
- (2) 地域住民から説明会等の開催を求められたときは、必ず十分な理解を得るよう対応を図ること。
- (3) 事前説明を実施した後、事業者と地域住民は、協議を行うこと。
- (4) (1) 及び (3) に規定する事前説明及び協議事項は次のとおりとする。

- ア 事業計画
- イ 施設の設備
- ウ 事業の運営
- エ 苦情処理の体制

## 5 届出事項等

(1) 事業の実施者は、法第 69 条第 1 項に基づく「第二種社会福祉事業開始届」(千葉市社会福祉法施行細則第十八号様式)に次の事項について記載した書類を、原則として、添付しなければならない。

- ア 施設の名称、定員、室数、連絡先(電話及びファックス番号)
- イ 間取(部屋ごとの面積)
- ウ 職員体制(職員名簿)、施設長の履歴及び資格
- エ 暴力団等でないことに係る誓約書及び千葉県警察への照会に係る同意書(別紙様式第 1 号)
- オ 建物の種類及び規模、築年数
- カ 施設周辺の地図、施設の平面図
- キ 管理規程等の、定款等で定められた事項に基づき、業務の運営およびその取り扱い等について定めたもの
- ク このガイドラインの設備・運営に関する基準を確保していることを示すもの
- ケ 地域住民の理解を得るために行った事前説明、協議等の内容(方法、実施年月日、相手方、結果等)
- コ 利用契約書の様式及び利用に関する案内等
- サ 施設の賃貸借契約書の写し(自己所有の場合は登記事項証明書の写し)
- シ 居室使用料の算定方法(近隣の家賃相場を記載)
- ス 貸借対照表、損益計算書等の収支の詳細な状況がわかるもの
- セ 食費・共益費・光熱水費・日用品費等名称にかかわらず費用を徴取する場合は、その額の算出および徴取方法がわかるもの
- ソ その他サービス提供に係る利用契約書の様式および利用に関する案内等
- タ 居室や提供するサービスについて入居者からの意見・相談を受ける体制を整備していることのわかるもの
- チ 自立支援等連絡簿などの個人毎の自立支援計画に係る様式、およびその自立支援の体制を整備していることがわかるもの

なお、届出後の各年度において、市は上記書類の提出を求めることができる。

(2) 事業の実施者が任意団体の場合は、定款、その他の基本約款に代えて、設立趣意書、規約等当該団体の概念を示すものを添付すること。また、個人の場合は、事業実施の理念、目的等を示すものを添付すること。

(3) 事業の内容には次の事項を記載すること。

- ア 自立支援の方策
- イ 地域社会との交流
- ウ その他実施方針(提供するサービス内容含む)

(4) 収支予算書は、当該事業所の収支が明示されたものとする。

## 6 設備基準

(1) 開設に当たっては、利用者の自立支援を効果的に図るとともに、市内における生計困難者数の実情を考慮した規模とすることとし、また、社会福祉事業として適正な運営を確保するため、定員は、原則として50人を超えないこと。

また、開始届に記載した定員を、その後増員することは、保健福祉局長が認める特段の事情がある場合を除きできない。

(2) 建物は耐火建築物又は準耐火建築物であるなど建築基準法（昭和25年法律第201号）を遵守するとともに、建築基準法、消防法（昭和23年法律第186号）等に定める避難設備（避難誘導灯・避難口及び避難経路等）、消火設備（消火器及び避難器具等）、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故・災害に対応するための設備を十分設け、消防法を遵守し利用者の安全確保を図り、その他当該施設に係る土地、建物等に関する法令（条例及び規則を含む。）を遵守すること。

また、居室の採光や建築物の間仕切り壁等については、建築基準法の防火関係規定を遵守すること。

(3) 居室は、原則として個室とし、一居室の面積は7.43平方メートル以上とすること。なお、毎年5月1日時点の施設の定員充足率（入所者数／定員数）が70%以上となっており、上記基準によると居室に居住している者の新たな住居確保が困難となるおそれがあると保健福祉局長が認める場合は、4.95平方メートル以上とする。

また、既存の無料低額宿泊所の居室について、前段で保健福祉局長が認める場合の一居室の面積が4.95平方メートル以上確保されていない場合には、段階的、計画的に基準を満たすよう整備することとする。

(4) 居室を地下に設けないこと。

(5) 居室は、プライバシーが守られるよう、環境を整備すること。

(6) 居室は天井までの硬質な壁で仕切られている完全な個室で、窓、照明設備、空調設備及び電源設備が独立して使用できる状態にあること。

(7) 談話室及び相談室を整備すること。相談室を談話室と兼用とする場合は、プライバシーが守られるよう配慮すること。

(8) 食事を提供する場合は、食堂を設置すること。

(9) 浴室は、定員に見合った広さを確保すること。洗面所及びトイレは、居室のある各階に定員に見合った広さを確保すること。

## 7 運営基準

(1) 入居募集に当たっては、提供する福祉サービス（宿泊所を利用させること）の内容について、十分に情報提供すること。（法第75条関係）

(2) 福祉サービスの利用希望者からの申込みがあった場合には、利用契約に関する内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めること。（法第76条関係）

(3) 福祉サービスの利用契約に際して、利用者に対し、事業者の名称、提供される福祉サービスの内容、料金、福祉サービスの提供開始年月日、福祉サービスに関する苦情を受け付けるための窓口等を記載した書面を交付すること。（法第77条第1項関係）

(4) 福祉サービス以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容及び費用等を明らかにした上で、福祉サービスの利用契約とは別の書面で契約を締結すること。また、福祉サ

ービス以外のサービスに係る契約を締結しないことを福祉サービスの利用契約解除の条件としないこと。

- (5) 入居に当たって保証人を求めないこと。
- (6) 事業者、施設長、職員等の関係者に千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者を含まないこと。
- (7) 施設長及び利用者数、提供するサービス内容に応じて必要な職員数を配置すること。
- (8) 常時、生活の相談に応じるなど利用者の自立支援に努めること。

また、利用者の心身の状況に応じた自立支援に資するよう、適切な知識、経験等を有する職員等の配置に努めるとともに、職員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保するよう努めること。

なお、被保護者の自立支援を行うに当たっては、利用者の生活状況等について福祉事務所等保護の実施機関に情報提供するなど適宜連携するよう努めること。

- (9) 利用者のプライバシーを尊重した施設運営に努めること。
- (10) 利用者等からの苦情に対しては、適正な解決に努めること。
- (11) 入浴は、週に3回以上行うこと。
- (12) 食事を提供する場合は、各種法令を遵守するとともに、調理者、調理器具、食品、食器類、食堂等の衛生管理に努めること。
- (13) 利用者の金銭、預金等の管理は利用者自身が行うことを原則とすること。ただし、利用者本人が希望して施設に依頼した場合には、施設において利用者の金銭等を管理することもやむを得ないこと。

この場合にあつては、利用者からの依頼の事実を書面で確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法、本人への定期的報告等を管理規定等で定めること。

- (14) 利用者の健康管理に留意するとともに、施設内の衛生管理に努めること。
- (15) 施設内における感染症の発生及びまん延防止に努めること。
- (16) 消防計画を作成し、定期的に避難訓練を実施すること。
- (17) 常に、地域住民との相互理解に努めること。
- (18) 事業者は、下記により事業経営の透明性を確保すること。

ア 領収書、契約書等を保管するとともに、施設の収支等に関する帳簿類を整備すること。

イ 貸借対照表及び損益計算書など収支の状況を毎会計年度終了後3か月以内に公開するとともに市へ提出すること。

- (19) 職員の処遇については、労働基準法等を遵守し、その向上に努めること。
- (20) 利用者の氏名及び連絡先を明らかにした名簿並びに設備、職員、会計及び利用者の状況に関する帳簿を整備すること。入居者の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (21) 提供する福祉サービスについて広告するときは、誇大広告等により、利用者に不当に期待をいだかせたり、それによって誤認させるようなことがないよう、内容等について実態と乖離のない正確な表示をすること。（法第79条関係）
- (22) 事業者は、施設運営の開始に当たって、無料低額宿泊事業者運営申告書（別紙様式第2号）に同事業における自立支援策、利用者の3か月後の転居予定先等を記載して、市に提出すること。開始以後であっても、市は、同事業における自立支援の確保のために必要があると認

めるときは、事業者に対し、同申告書の市への提出を求めることができる。

## 8 利用者の自立支援のための方針

- (1) 事業者は、利用者の自立支援のため、その生活相談に応じるとともに公共職業安定所との連携を密にし、求職情報の提供や就労指導等行うこと。
- (2) 施設は一時的な使用が想定されているものであって、事業者は、利用者に対して、利用開始後3か月以内に自立させるよう指導すること。
- (3) 市は事業者に対し、利用者ごとの自立支援等連絡簿を備えさせ、提出を求めることができる。

## 9 施設長等の要件

### (1) 施設長の要件

施設長は、次のいずれかに該当する者であること。

ア 法第19条各号のいずれかに該当する者

イ 社会福祉事業に2年以上従事した者

ウ ア又はイと同等以上の能力を有していると認められる者

### (2) 職員の要件

職員は、可能な限り社会福祉主事の資格を有すること。

## 10 費用

### (1) 居室使用料

ア 居室使用料は、無料又は低額であることとし、使用料を徴収する場合には、当該宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定したものとし、当該使用料に見合った居住環境を確保すること。

イ アの「低額」とは、近隣の同種の住宅に比べて、低額であること。

ウ 敷金・礼金による負担を求めないこと。

### (2) 食費、日用品費等

ア 食事、日用品等を提供する場合は、食費、日用品費等に見合った内容のものとする。

イ 光熱水費を徴収する場合は、実費相当とする。

- (3) (1) 及び (2) の金額は、文書により本人に明示すること。また、(2) の内訳を文書に示すこと。

## 11 その他

(1) 施設の立地にあつては、都市計画法等関係法令を遵守すること。

(2) 利用者を市外から連れてこないこと。

(3) 施設開設前に、施設の所在地の福祉事務所と利用の方法等について協議すること。

(4) 利用者の生活向上への支援、地域住民との相互協力、関連する福祉サービスとの連携など、社会福祉の基本理念を遵守すること。(法第3条、第4条及び第5条関係)

(5) 法第70条の規定による報告の求めに応じず、もしくは虚偽の報告をしたとき、検査もしくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき又は不当に営利を図り、又は利用者の処遇において不当な行為をした場合は、法第72条第1項の規定により、社会福祉事業を営営する

ことの制限又は停止を命じられる場合がある。

また、届出が行われていない無料低額宿泊所についても、不当に営利を図り、又は利用者の処遇につき不当な行為をした場合は、法第 72 条第 3 項の規定により、社会福祉事業の経営の制限または停止を命じられる場合がある。

さらに、次に掲げる場合には、不当に営利を図り、又は利用者の処遇につき不当な行為をしたものとして、社会福祉事業経営の制限または停止を命じられる場合がある。

ア 居室の利用及びそれ以外のサービスの利用を強要し、又はあいまいな名目による不適切な金銭の支払いを求めているとき

イ 居室の利用以外のサービスに係る費用の契約を締結しないことにより退去を求めているとき

ウ その他利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき

なお、当該命令に違反して施設を経営し続けた場合には、刑事罰として 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる。(法第 131 条関係)

(6) 7 の (3) 及び (20) に該当したときも、施設の経営の制限又は停止を命じられる場合がある。(法第 72 条第 2 項関係)

(7) 利用者で組織される自治会等が利用者から費用を徴収し、施設内で利用者に食事等の提供を行っている場合は、その自治会等に収支計算書等の提出を求め、収支状況を把握するよう努めること。

(8) 生活保護の対象となる利用者及び申請手続中の利用者の処遇について、福祉事務所の指示があるときは、これに従うこと。

(9) 既存施設の増改築に当たっては、このガイドラインの規定を遵守することとし、設備の改修等の必要最小限なものにとどめること。また、定員の増は行わないこと。

(10) このガイドラインの定めない事項は別に保健福祉局長が定める。

## 附 則

1 このガイドラインは平成 13 年 6 月 28 日から施行する。

2 このガイドラインは平成 15 年 10 月 6 日から施行する。

3 このガイドラインは平成 16 年 3 月 1 日から施行し、同日前に事前相談の行われているものについては、なお従前の例による。

4 このガイドラインは平成 17 年 5 月 11 日から施行する。

5 (1) このガイドラインは平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(2) このガイドラインの施行日の時点ですでに事業を開始しているときは、このガイドライン 3 の事前相談については届出時の説明により行ったものとし、また同 4 の事前説明及び協議については、事業者の届出時の説明により事前説明及び協議を行ったと同様の対策等を講じていると保健福祉局長が認める特段の事情がある場合は、同 4 の事前説明及び協議が行われたとし得る。

(3) このガイドライン 6 (1) における定員について、このガイドラインの施行日の時点で既に 50 人を超える定員としている施設については、市内における生計困難者の実情を考慮し、50 人を超える定員とすることを特別に認める場合がある。